

第4 水噴霧消火設備の設置等に関する指導基準

1 水源

水源は、第4章第2「屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準（以下「屋内消火栓」という。）」2（（4）を除く。）に準ずること。

2 加圧送水装置

加圧送水装置は、「屋内消火栓」3（（5）、（7）を除く。）に準ずるほか、加圧送水装置は水噴霧消火設備専用とすること。

3 呼水装置

呼水装置は、「屋内消火栓」3（8）に準ずること。

4 配管

配管は、「屋内消火栓」4（（12）及び（16）を除く。）及び第4章第3「スプリンクラー設備等の設置等に関する指導基準（以下「スプリンクラー」という。）」5（3）から（7）に準ずるほか、次によること。

（1）配管口径は、設けられたヘッドの個数又は同時放射するヘッドの個数に応じ、配管の摩擦損失、放水量を勘案し、適正な口径を設定すること。

（2）配管途中には、次に掲げるストレーナを設けること。

ア 網目の開き又は円孔の径は、噴霧ヘッドの最小通路の2分の1以下であること。

イ 網目等の面積の合計は、接続する配管断面積の4倍以上であること。

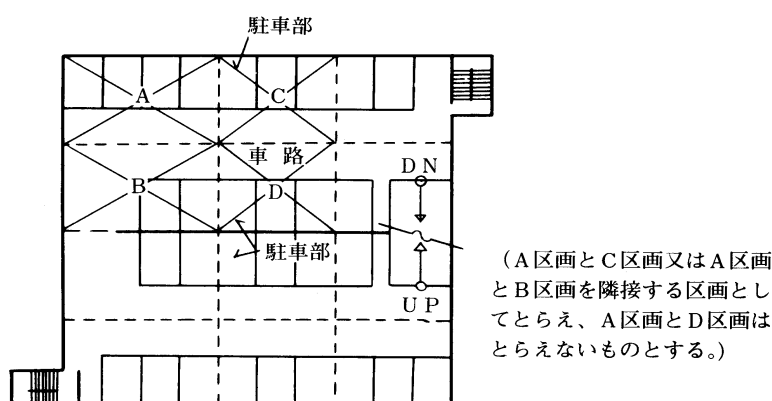
ウ 網目等が容易に清掃できるものであること。

（3）加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に水噴霧消火設備である旨を表示すること。

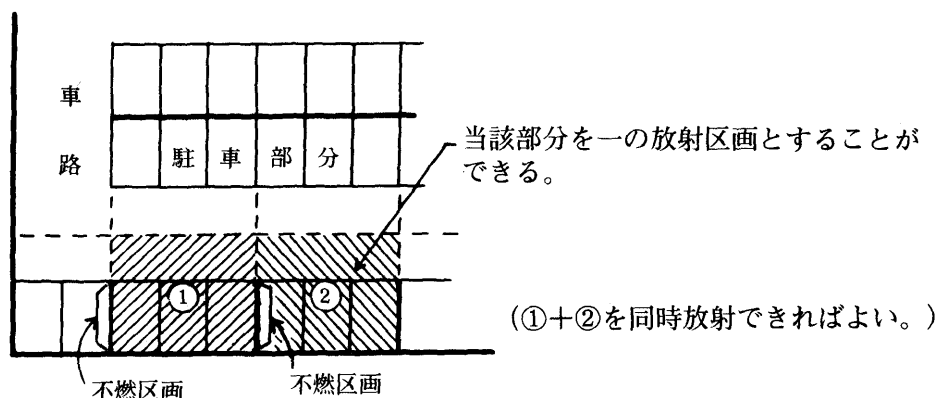
5 同時放射区画

同時放射区画は、規則第17条第2項第3号に定める隣接する2つの区画のうち最大となるものを同時放射した場合、必要となる水源、加圧送水装置等を確保すること。【図1】

ただし、隣接した区画が不燃材料で区画されている場合は、当該区画された部分の一を放射区画とし、最大となる区画を同時2区画放射とすることができる。【図2】



【図1】



【図 2】

6 電気機器との保有空間

電気機器との保有空間は、噴霧ヘッド又は、配管と高圧電気機器の露出充電部等との間は、次表に掲げる保有空間をとること。

公称電圧	噴霧ヘッドとの保有空間	配管との保有空間
3 kv	1 7 0 mm以上	7 0 mm以上
6 kv	1 7 0 "	7 0 "
1 0 kv	2 0 0 "	1 0 0 "
2 0 kv	3 0 0 "	1 7 0 "
3 0 kv	4 0 0 "	2 5 0 "
4 0 kv	5 0 0 "	4 0 0 "
6 0 kv	7 0 0 "	5 5 0 "
7 0 kv	8 0 0 "	6 5 0 "

7 試験装置

試験装置は、「スプリンクラー」10（4）に準ずること。

8 流水検知装置及び自動警報装置

流水検知装置及び自動警報装置は、「スプリンクラー」9に準ずるほか、流水検知装置の一次側の制御弁は、当該放射区画を経由することなく接近できる共用部分若しくは、階段直近等に設け、容易に操作できる位置に設けること。

9 起動装置

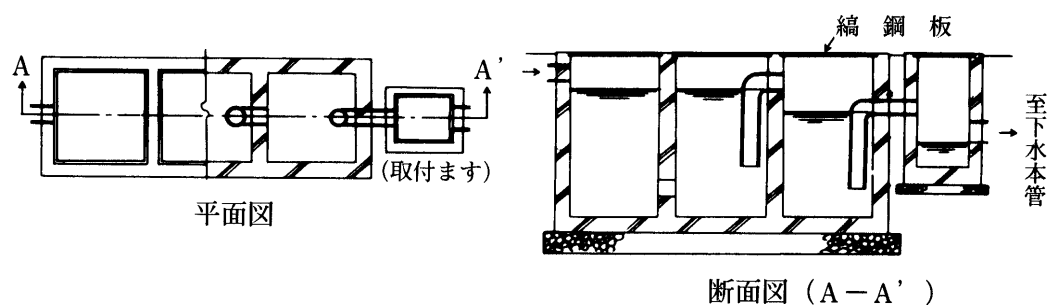
起動装置は、「スプリンクラー」11及び「第5 泡消火設備の設置等に

関する指導基準（以下「泡消火設備」という。）」 7 に準ずること。

10 排水設備

排水設備は、次によること。

- (1) 放射された水を有効に排水できる措置を講ずること。
- (2) 駐車の用に供する防火対象物又はその部分に設ける場合は、放射された水量を処理できる油分離槽を設けること。【図 3】



【図 3】

11 表示等

表示等は、「スプリンクラー」(1)、(3) 及び (4) に準ずるほか、送水口には、「送水口（水噴霧消火設備専用）」及び適正送水圧力値の表示を併せて行うこと。

12 駐車場等

令第 13 条第 1 項及び条例第 39 条第 1 項の「駐車の用に供される部分」の床面積の算定は、「第 5 泡消火設備の設置等に関する指導基準」 14 によること。